

選挙による投票方法の違いについて

日本国内で実施される選挙は、選挙によって投票方法が異なります。特に間違えやすいのが、衆議院と参議院の比例代表選挙の違いです。

貴重な投票が無効にならないよう、正確に覚えておくことが大切です。

○衆議院議員総選挙

小選挙区選挙	候補者の氏名を1人だけ書く。
比例代表選挙	政党の名称をひとつだけ書く。(拘束名簿式) ※候補者の氏名を書くと、投票が無効になります。

○参議院議員通常選挙

選挙区選挙	候補者の氏名を1人だけ書く。
比例代表選挙	候補者名簿に記載された候補者の氏名又は政党の名称のどちらかひとつを書く。(非拘束名簿式)

○地方公共団体の長と議会の議員の選挙

(富山県知事・富山県議会議員・南砺市長・南砺市議会議員の選挙)

候補者の氏名を1人だけ書く。

○最高裁判所裁判官国民審査 ※衆議院議員総選挙と同時に行われます。

投票用紙に氏名が記載されているそれぞれの裁判官について、辞めさせたい場合はその裁判官の記載欄に「×」を記載し、辞めさせたくない場合は何も記載しない。

(記載例)

	×			× を 書 く 欄
北 陸 花 子	北 陸 一 郎	南 砺 花 子	南 砺 一 郎	裁 判 官 の 名